

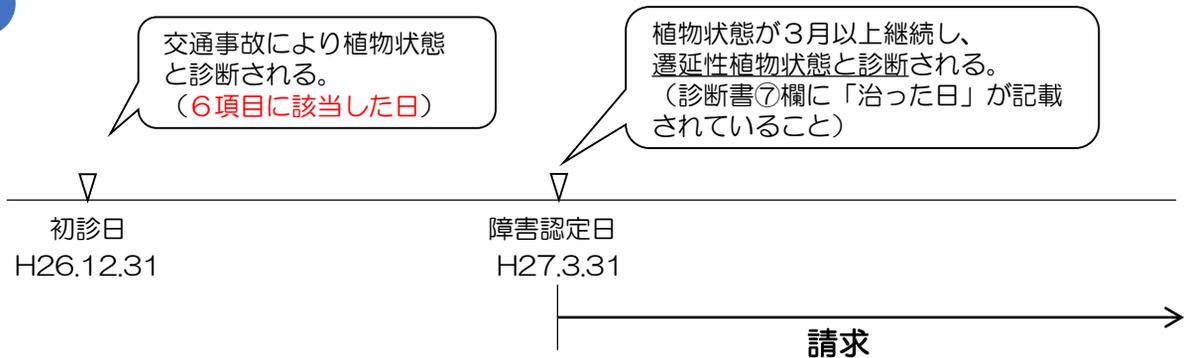
※3

「遷延性植物状態」の診断基準は、次の①～⑥に該当し、かつ、それが3月以上継続しほぼ固定している状態のことをいいます。遷延性植物状態（障害認定日）の起算日は、診断基準の6項目に該当した日になります。

＜植物状態の診断基準の6項目＞

- ①自力で移動できない
- ②自力で食物を摂取できない
- ③糞尿失禁をみる
- ④目で物を追うが認識できない
- ⑤簡単な命令には応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通ができない
- ⑥声は出るが意味のある発語ではない

例



遷延性植物状態により

初診日から1年6月以内に 障害年金の請求があった場合の診断書チェックポイント！

事項	認定日請求時の留意点
起算日	現在までの経過に「平成〇〇年〇〇月〇〇日 意識障害を呈し昏睡となる」等の記載がされているか。 (診断書⑨欄)
障害認定日 (治った日)	「治った日」が記載されているか。 (診断書⑦欄) 起算日と治った日は、3月以上経過しているか。 →例えば、平成26年12月31日から起算して3月を経過した日は、平成27年3月31日となります。
現症日	障害認定日（治った日）以降3月以内であるか。